

城下田沼の秋元三代の治績

最終回 秋元但馬守喬知(3)

喬知(当時喬朝)公の寛文・延宝年間に発生した郡内十九ヶ村百姓一揆についてふれてみたいと思います。

この事件を伝承としてでなく、歴史的事実として対処する場合、その実態の究明についてはまだ不十分の点が多々あると考えます。

天和元年(一六八〇・延宝九年)一月二十二日郡内十九ヶ村の農民代表が、領主秋元氏の失政を江戸町奉行へ越訴(順序を越え上級官庁に訴え出ること)した難波嘆願の訴状の写しと称する文書が郡内の所所に残されています。

そのうち『富士文庫要録』と『大月市史』(史料篇)にのせられた『梶原家文書』を比較すると、越訴した連名の村々、村々の総代名、記載された本高・納米・その他について相違する点があります。

『富士文庫要録』では越訴した連盟の村々は十九ヶ村であり、『梶原家文書』では十七ヶ村としています。

また越訴した百姓総代七人の筆頭に秋山村の関戸左近があげられておりますが、『富士文庫要録』には十九ヶ村のなかに秋山村が記してありません。

越訴した延宝年間には前回の「表二」で述べましたように、喬知は地元の農民と協力して延宝二年(一六七四)に今井堰、同年梁尻工事、延宝六年吉田松山用水工

事を計画実施しております。

喬知公が農民のために尽力した事例については、老中在職の宝永年間(一七〇四〜一七〇八)比叡山と京都の八瀬村との間に境界争いが起った時、後醍醐天皇から八瀬村に対し、永世租税免除の論旨を賜り、絵図面が添えてあったことから八瀬村の勝訴とし、今も地元秋元神社として祀られています。

また秋元泰朝が郡内谷村に転封の後、総社一万石は高崎城主安藤重長が領有し、二分して総社のうち五千石を三男出雲守に与えましたが、領民は苛斂誅求(きびしいとりたて)の政治にたえかねて農民代表が宝永六年江戸に越訴しました。

代表は直訴と共に捕らえられ死を待つばかりでしたが老中職にあった喬知により無罪勝訴となったことが『群馬県群馬郡総社町誌』に「総社騒動」として記されています。

郡内百姓一揆も事件の真相を理解するための今後の幅広い探究調査が重要と考えます。

今回で十回にわたって都留市文化財審議会々長の窪田薫先生に執筆していただき、皆さまに秋元氏三代にわたる治績とふるさと都留への理解を深めていただけたものと思います。

次号からは「ふるさとの文化財散歩」と題して文化財の紹介をしていきます。

☆知っておきたい少年審判の話

1. 十四歳以上二十歳未満の少年が非行を犯すと、その事件は、家庭裁判所で審理することになります。家庭裁判所では、少年の特質に十分配慮した取扱いが行われています。

2. 手続きのながれは、事件を受け付けると家庭裁判所調査官が少年の性格や家庭環境などを調査し、必要な場合には、少年や保護者に対する指導なども行います。調査の結果は、報告書にまとめられ裁判官に

3. よる審判が開かれます。審判は、大人と同じような裁判ではなく、少年の情操を配



慮して非公開とされ、懇切を旨とし、非行に至った原因を十分に解明し、どうしたら少年が立ち直れるかを第一的に考えて行われます。しかし、少年が非行を犯したことを否認している場合などには、その事実の有無を認定するための証拠調べも行われます。こうした審判を経て、その少年が再び非行を犯さないために必要な処遇が決められるのです。

問合先 甲府家庭裁判所総務課 〒400

甲府市中央一丁目十一七 ☎0552(35) 1131

学年末の少年非行を

防止しよう

県内では昨年、学年末にあたる三月中だけで七九七名の少年が補導されています。

この時期は、少年達にとって学

年末休み等の開放感から、非行に走りやすく、

さらには進学、進級、就職など、

新しい未知の生活環境に対する不安感等をまぎ

らわすために家

出をしたりする

ことが多くなり

ます。

少年を非行から守ろう



父兄の皆さん、少年達のこのような心理や精神状態を十分理解し、暖かい思いやりと親子の対話などにより、少年達の不安感を取り除いてやるのが大切です。

また、都留警察署では「少年相談」もおこなっていますので、お悩みのことがありましたらご相談ください。

地域ぐるみで「声かけ運動」を展開し、少年非行を防止しましょう。

都留警察署

ふるさとの



3月3日 月おくれの初午 市内

各地 特に普門寺の豊

川稲荷は大規模。

10日 琴平さん 富春寺

24日 春まつり 愛宕社(九

鬼)

25日 天神社まつり 落合天

神にはかつて女相撲の

奉納があったが、いま

は子供相撲が奉納され

る。